

令和6年度飯能市立精明小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条より）

当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

※行為＝危害を加えた場合だけでなく、いじめられた児童の被害生に着目することが重要となってくる。また、「攻撃」から、「行為」になったことで、いじめの条件が広くなり、自分が被害者と直接関わっていなくても、心理的圧迫など、相手に苦痛を与えるものが含まれる。

いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第四条より）

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

基本理念（いじめ防止対策推進法第三条より）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する措置

（１）基本施策

① 学校におけるいじめの防止

（ア）学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、全職員が全児童を見て見過ごさない組織にする。

（イ）児童の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳

教育の充実を図る。

(ウ) 入学時や、各学年度初めに児童・保護者・関係機関等に学校いじめ防止基本方針について説明する。そして、保護者並びに地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に向けて児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。

(エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・人権標語・いじめ防止行動宣言・学級活動等に取り組む。教職員研修を生かして、学校カウンセリングの手法を取り入れ、普段より人間関係づくりに努める。また自己肯定感を醸成するための工夫や場づくりに取り組む。

② いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対して定期的な調査を次の通り実施する。

- | | | |
|------|---------------------------|-------|
| i. | 児童対象のいじめについてのアンケート調査など | 年 3 回 |
| ii. | いじめ防止月間(11 月)の教職員観察及び学級活動 | 年 1 回 |
| iii. | 保護者対象のいじめについてのアンケート調査 | 年 1 回 |
| iv. | 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 | 随時 |
| v. | いじめ防止行動宣言の作成 | |

(イ) いじめの相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- i. さわやか相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
- ii. いじめ相談(校長・教頭・生徒指導・担任など)は、随時受付
- iii. 24 時間子供 SOS ダイアルや子どもの人権 SOS ミニレターの周知

(ウ) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

(1 学期・夏季研修・いじめ防止月間等)

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

(ア) インターネットを通じて行われるいじめ

児童及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のイ

インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対応できるように必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(イ) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめ

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

(ウ) 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童へのいじめ

東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）へのいじめについては、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(エ) 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめ

発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。また障害をもつ児童の家族・兄弟に対しても適切な支援を行う。

(オ) 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童へのいじめ

海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、

日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」は、生徒指導委員会の中に設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成する職員>原則は、全職員対象

早急の対応の時、校長、教頭、教務主任 生徒指導主任 担任、特別支援教育コーディネーター（教育相談主任）、養護教諭、さわやか相談員※適宜、状況に応じて工夫・改善していく。

<活動>

- (ア) いじめの早期発見のためのアンケート調査・教育相談を行うこと。
- (イ) いじめの未然防止のためいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うこと。
- (ウ) いじめの相談・通報の窓口になること。
- (エ) いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- (オ) 疑いのある情報があった場合、事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
※けんかやふざけ合いであっても児童の感じる被害性に着目する。
※詳細な調査をし、事案の全容を明らかにすることを最優先する。
- (カ) いじめの加害児童・被害児童に対する指導や支援の体制・対応方針の決定をする。
- (キ) 保護者との連携等を組織的に実施するための対応策を決定する。
- (ク) いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しをする。

<開催>

学期1回の情報交換を定例とし、いじめ事案発生時はその日のうちに、より早急な緊急開催をする。生徒指導委員会時に経過報告や現状をまとめ、共通理解、共通行動の確認をする。

② いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた時は、迅速に事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、飯能市教育委員会及び飯能警察署等と連携して対処する。
- (カ) いじめが解消されたと判断した場合でも、再発する可能性があることを踏まえ、被害児童・加害児童を注意深く観察する。

③ 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、飯能市教育委員会に速やかに報告する。
- (イ) 飯能市教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (エ) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④ 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加え、適性に自校の取組を評価する。

- (ア) いじめの未然防止。
- (イ) いじめの早期発見。
- (ウ) いじめへの迅速な対応。
- (エ) いじめの再発防止。
- (オ) いじめ対応後の見届け。

3 年間行事予定

	年 間 計 画 内 容
4 月	職員会議：「学校基本方針及びグランドデザイン」策定
5 月	第 1 回生徒指導情報交換会の実施 配慮を要する児童等研修会の実施（教育相談含む）
6 月	学校保健委員会の中(土曜参観日)で、調査内容の傾向を知らせ啓発
7 月	第 1 回児童対象アンケート調査（いじめ防止） 校内研修会(いじめDVD『早期発見と対策シリーズ』視聴)
8 月	いじめ防止に向けた校内研修(カウンセリング・演習・伝達含む)
9 月	第 2 回生徒指導情報交換会の実施
10 月	「彩の国の道徳」を活用した道徳
11 月	いじめ防止強調月間の取組（学級活動・道徳・集中観察） 教員による児童観察
12 月	第 2 回 児童対象アンケート調査（いじめ） 配慮児童研修会の実施
1 月	保護者アンケート（いじめ・体罰対象）※県からの調査
2 月	第 3 回 児童対象アンケート調査 生徒指導委員会の実施 第 3 回生徒指導情報交換会の実施
3 月	今年度の成果と改善点を確認し新年度への課題検討 新年度の活動計画及び、いじめ防止基本方針の見直し